

1. 平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会議事日程（第 1 日）

平成 21 年 11 月 18 日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 2 - 1 付託審査期限延長について
- 日程 3 議案第 205 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 4 議案第 206 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第 207 号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 6 議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第 209 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 8 議案第 210 号 物品売買契約の締結について（学校校務用パソコンの購入）
- 日程 9 議案第 211 号 物品売買契約の締結について（児童・生徒用パソコンの購入）
- 日程 10 報告第 20 号 専決処分の報告について

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（21 名）

1 番	田 中 康 久	2 番	森 喜 人
3 番	田 代 はつ江	4 番	野 田 龍 雄
5 番	鷲 見 馨	6 番	山 下 明
7 番	山 田 忠 平	8 番	村 瀬 弥治郎
9 番	古 川 文 雄	10 番	清 水 正 照
11 番	上 田 謙 市	12 番	武 藤 忠 樹
13 番	尾 村 忠 雄	14 番	渡 邊 友 三
15 番	清 水 敏 夫	16 番	川 嶋 稔

17番 池田喜八郎  
19番 美谷添生  
21番 金子智孝

18番 森藤雅毅  
20番 田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産課長	畑中修一
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上市 代表監査委員	齋藤仁司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日置良一	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

### 開会及び開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆さんには大変御多用のところ、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

ただいまから、平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会を開会をいたします。

本臨時会は、議案が 7 件、報告が 1 件であります。

どうかよろしく御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、御了承を願います。

（午前 9 時 3 0 分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員には 9 番 古川文雄君、10 番 清水正照君を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（美谷添 生君） 日程 2 会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る 11 月 5 日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 11 月 18 日の 1 日といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 11 月 18 日の 1 日と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配布してありますので、お目通しをお願いをいたします。

代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

---

### 市長あいさつ

議長（美谷添 生君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君） おはようございます。

平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案説明を申し上げます。

本日、平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

立冬も過ぎ、日暮が早まり、朝夕の冷え込みも急速に厳しくなっており、冬がもうそこまで近づいていることを感じさせられる季節となってまいりました。

さて、全国的に流行している新型インフルエンザの感染が、本市におきましても依然として継続をいたしております。市内の小中学校でも学級閉鎖、あるいは学年閉鎖などが相次いでおり、これから冬を迎え季節性のインフルエンザも含め、さらなる流行が懸念される所でございます。新型インフルエンザワクチンの優先接種も始まりましたが、市民の皆様には予防のための日常生活の心がけをお願いするとともに、市といたしましては、引き続き迅速かつ、正確な情報収集、発信に努め、市民の皆様の安全と安心の確保に備えてまいりたいと考えております。

次に、去る 11 月 12 日に東京で行われました、天皇陛下ご即位 20 年をお祝いする国民祭典の奉祝祭りには、全国から集まった約 15 の郷土芸能、祭りの 1 つとして郡上市よりは郡上踊りが参加をいたしました。約 150 名の参加者によって、郡上おどり、かわさきを披露していただきましたが、天皇陛下へのお祝いの気持ちをお届けするとともに、全国へ向けて郡上市並びに郡上おどりのよき PR になったものと考えております。当日は大変寒い一日でしたが、御参加いただいた方々や支援をしてくださった方々に、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

目下、新しい政権の下、来年度の予算編成に向けて、いわゆる事業仕分けを始めとして、様々な作業や論議が行われております。一方、県におきましても来年度予算編成や行財政改革に向けて、種々検討がなされております。

市といたしましては、こうした国や県の動向を注視し、様々な情報を的確に受け止め、来年度予算の編成に当たって適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、今臨時会に提案をいたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第 205 号は、郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。人事院勧告に基づく郡上市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 206 号は、郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正、また議案第 207 号は、郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

れども、同様の趣旨により所要の改正を行うものでございます。

次に議案第 208 号は、郡上市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。平成 20 年及び 21 年人事院勧告、並びに国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、職員の給与及び勤務条件の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

続きまして議案第 209 号は、平成 21 年度郡上市一般会計補正予算についてであります。歳出の主な内容といたしましては、郡上ケーブルテレビ自主放送のデータ放送を活用した地域情報提供システムを構築するための事業に 3,687 万 7,000 円。それから低所得者に対する新型インフルエンザワクチン接種の全額免除費用として 1,680 万 8,000 円。生活保護の母子加算の復活に伴います、生活保護システム改修費用 15 万 8,000 円。また建築基準法の改正による特殊建築物、これは多数の人が利用する建物ということで保健施設、公民館、社会教育施設、文化センター施設等 13 施設でございますが、その点検報告費用として 356 万 3,000 円。落雷による修繕といたしまして、60 万 9,000 円でございます。一般会計補正として総額 5,801 万 5,000 円を追加するものでございます。

また歳入面でその財源の主なものといたしましては、国庫支出金 2,515 万 7,000 円。県支出金 1,260 万 5,000 円。繰越金 1,982 万 7,000 円などであります。

次に、議案第 210 号並びに議案第 211 号は、それぞれ物品の売買契約の締結についてでございますが、学校校務用のパソコン 248 台、児童・生徒用のパソコン 377 台をそれぞれ購入するものでございます。

以上が、本臨時会に提案をいたしました議案の概要でございます。その他、専決処分の報告がございます。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（美谷添 生君） はい。ありがとうございました。

---

#### 議案第 205 号から議案第 208 号について（提案説明・委員会付託）

議長（美谷添 生君）

お諮りをいたします。日程 3 議案第 205 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程 6 議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの 4 件を一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって議案第 205 号から議案第 208 号までの

4件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

説明につきましては、できるだけ簡略的に要旨についてを説明をお願いいたします。

それでは、説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君） おはようございます。

それではまず、議案第205号を御覧いただきたいと思います。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年11月18日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由、議会議員の議員報酬等の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりをいただきまして、改正条文を御覧いただきたいと思います。表題と改正のところは略しまして、次の第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の195」に、「100分の232.5」を「100分の220」に改めるというものでございます。これにつきましては、年間現行4.45月分であります手当の額を、年間4.15月分とするものでございます。附則といたしまして、施行期日ですが、1番といたしまして、この条例は平成21年12月1日からの施行というものでございます。

なお、特例措置といたしまして、2でございますけれども、この条例の規制にかかわらず、本年21年の12月に支給する期末手当の額につきましては、「100分の220」を「100分の222.5」とするというので、附則で特例措置を設けております。このことにつきましては、上の改正条文にありますように、条文では「100分の220」でございますけれども、ほんねん6月の手当の時に、その時点におきます人事院の勧告に基づきまして、0.2月分を附則によって凍結という措置を取らせていただいております関係上、今回本則、本条例を改正するに当たりまして、この附則で特例措置として設けるものでございます。

次に、議案第206号を御覧いただきたいと思います。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年11月18日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由、常勤の特別職職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、条文案を御覧いただきたいと思います。表題と改正するまでは略します。第5条第2項中「100分の212.5」を「100分の195」に、「100分の232.5」を「100分の220」に改めるというものでございます。これにつきましては、年間の手当の支給の率

を 4.45 月であるものを 4.15 月にするものでございます。

次に別表、これは第 3 条関係でございますけれども、市長にありましては「84 万 8,000 円」、現行「85 万円」から 2,000 円減ずるものであります。副市長におきましては、「67 万 9,000 円」、現行「68 万円」であるものを 1,000 円減ずる案でございます。附則といたしまして、1 でこの条例は平成 21 年 12 月 1 日から施行する。特例措置といたしまして、2 で、平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、「100 分の 220」とあるのは、「100 分の 222.5」とするということでございます。このことにつきましては、議会議員の手当と同じですが、6 月に 0.2 月分を附則によりまして凍結をさせていただいておった関係で、今回本条例を改正するに当たりまして、この特例措置で対応させていただくというものでございます。

次に、議案第 207 号を御覧いただきたいと思います。

郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由、教育長の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、改正条文を御覧いただきたいと思います。条例名と改正するまでは略しまして、第 2 条第 1 項中「月額 58 万円」を「月額 57 万 9,000 円」に改めるということで、1,000 円を減ずる案でございます。附則といたしまして、この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行するというものでございます。

なお、教育長の手当のことについての記述はございませんけれども、この郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の第 2 条第 2 項に、手当は特別職に準ずるというように規定をされておりますので、先ほど説明を申し上げました議案第 206 号の常勤の特別職に準じますので、同じように率が年間 4.45 月を 4.15 月とするということと、なお、6 月の附則で 0.2 凍結をしておりますので、本年 12 月に支給しますのは「100 分の 222.5」とするということと同じ対応をさせていただくというものでございます。

続きまして、議案第 208 号を御覧いただきたいと思います。この条例につきましては、あらかじめ常任委員会におきまして、別冊で人事院勧告等に基づく関係条例の改正について、という資料も配布をさせていただいておりますので、それも参考にいただければと思います。

議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

提案理由、平成 20 年及び平成 21 年人事院勧告並びに一般職の職員の給与に関する法律等の改正に基づき職員の給与及び勤務条件の適正化を図るため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきますと、改正条文が載っております。この改正条文の順番に説明しますと非常に分かりにくうございますので、おそれいりますがおめくりをいただきまして、この改正条文の 19 ページまでおめくりいただきますと、その次のページから新旧対照表が付けてございますので、この新旧対照表によって説明をさせていただきますので、それを御覧いただきたいと思っております。

改正条文の 19 ページまでおめくりいただきまして、その次のちょっと横にさせていただいて、1 ページからでございます。右が現行、旧でございますし、左が改正後の新というものでございます。まずこの改正条例の案でございますが、この改正の第 1 条におきましては、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正ということで、その条例の第 15 条の 2 の、住居手当からの改正になっております。この改正については、平成 21 年 12 月 1 日施行の分でございますけれども、まず第 15 条の 2 の 1 号でございますけれども、この住宅に括弧書きで貸間を含むとありますが、その後次号において同じ、というものを付けさせていただきます。これは内容の改正ではございませんけれども、準則と合わせまして、次の 2 号がなくなりますけれども、2 号がなくなって今までの 3 号が 2 号に繰り上がるわけでございますけれども、そちらの方の住宅にも、この住宅では貸間を含むということを同じように定義付けるために、ここに付けさせていただきます。

それから 2 号、右側の旧のところ当該職員の所有にかかる住宅として、以下アンダーラインが引いてございます。これにつきましては、職員の実際に所有をしておる住宅については、今回住居手当が廃止をされたということで、この 2 号をなくするものでございます。従いまして、今までの 3 号が 2 号になるということでございます。

次にその下の 2 項でございます。これにつきましては、住居手当の月額の規定のところでございますけれども、アンダーラインがございましたように、3 号、1 号 2 号 3 号とあったものが、2 号がなくなったという関係がございまして、それに適正化を図るために左のように当該各号というような書き振りに改めさせていただくものでございます。

それからその下の 2 号でございます。括弧の 2 で、前項に掲げるといような書き振りがございますけれども、これにつきましても、1 項の 2 号の職員の所有に係る住宅の廃止に伴いまして、このものをなくすものでございます。

おめくりをいただきまして、2 ページでございます。2 ページの上の 3 号につきましても、この 2 号がなくなったために、左のように合わせるものでございます。

それから次の、期末手当のところでございます。第 23 条の 4 でございます。この改正条文

のこの第1条におきます、期末手当並びにその次の勤勉手当の改正につきましては、別冊で先ほど申し上げました資料の8ページの表にもございますように、先ほど申し上げましたように、6月の手当の支給の折に、期末勤勉手当におきましては、0.2月分をそれぞれの率で附則によって凍結をしたという経緯がございます。それで今回この12月1日施行の分につきましては、この改正条文の1条におきまして、この期末と勤勉をこの2ページ、3ページのところで一旦改正をしまして、さらに第2条でまたもう1度改正をするという段階を踏む必要がございます。そういったことで、法議上のことでございますので、お願いをしたいと思います。それでアンダーラインにございますように、12月におけます「100分の160」という期末手当を「100分の150」に改めるということと、それから「特定幹部職員」というふうに呼んでおった名称を、「特定管理職員」というように改めるというものでございます。また、特定管理職員の12月に支給する場合においては、「100分の140」を「100分の125」というように改めさせていただくものでございます。

それから次の3項でございます。再任用職員に対する云々とずっとこう、読み上げるのは省略をさせていただきますが、これにつきましては、再任用の職員におきましても、一般職に準じまして、このように読み替えをして定めておりますが、そのものをこの21年12月1日施行分といたしましては、ここでは0.05月分の減とする改正でございます。

それから次の3ページでございます。ここでは、勤勉手当第23条の7の改正についてうたっておりますが、これにつきましても、先ほど申し上げました別冊資料の8ページの表での勤勉手当でございますけれども、第1号におきましては、「100分の75」を「100分の70」に、それから「特定幹部職員」というものを「特定管理職員」というように名前を改めるものでございます。

それからその次、下の2号の改正におきましても、特定幹部職員を左のようにそれぞれ特定管理職員ということで改めるということで、これは別冊の資料の9ページにその説明をさせていただきますいております。

おめくりをいただきまして、今度は5ページでございますが、5ページからはこの給与の平均0.2%の減というものを、それぞれこの給料表で改正になっておる部分のアンダーラインが引いてある部分が、今回改正の部分でございますけれども、まず行政職の給料表からこの5ページから始まっております。行政職の給料表は5ページから8ページにわたっておりますけれども、このアンダーラインの引いてあるところを御覧いただきますとお解かりいただきますように、1級につきましては、かなり高い号まで改正がありません。逆に4級から6級はもう1号から改正になっておりますように、いわゆる若年層の部分については据え置きとなっております。例えばこの5ページの2級の25号法を見ていただきますと、200円の

引き下げとなっておりますし、3級におきましては500円の引き下げ、それから5級におきましては600円の引き下げ、6級におきましては700円の引き下げというふうに左右比較していただくと御覧いただけるかと思えます。

5ページから8ページまでちょっとおめくりをいただきますと、これが行政職の給料表の改正でございます。

次に9ページでございますが、この別表第2第3条関係のAでございますが、医療職の給料表でございます。医療職給料表は、一表から三表までございますが、一表につきましては、病院の医師等でございますけれども、この医師につきましては今回改正はないということでございます。

それから、イの医療職給料表の二でございますが、これにつきましては薬剤師、獣医師、栄養士等でございますけれども、御覧いただきますように若年層を除いてそれぞれ引き下げが行われております。医療職給料表につきましては、9ページから12ページまでに渡ってのここに載せております。

それから12ページをお開きいただきますと、ウといたしまして医療職給料表の三を添付させていただいております。これにつきましては、看護師、准看護師、助産師等が適用になるわけでございますけれども、それぞれアンダーラインの部分のように改正をさせていただくというものでございます。この医療職三表は12ページから17ページに渡って掲載をさせていただいております。

それでは次に、18ページを御覧いただきたいと思えます。ここは、この改正条文の第2条の比較説明でございます。第2条におきましては、平成22年4月1日施行の分でございます。先ほど第1条のところでも出てまいりましたが、この2条でも期末勤勉の改正が出てまいります。まずこの第2条で時間外勤務手当のところでございますが、第19条の改正でございます。ここで中段あたりのところのアンダーラインでございますが、8時間というものが7時間45分、このことにつきましては、平成20年、さくねんの人事院勧告におきまして1日の勤務時間8時間に対しまして、15分民間より長いということで、7時間45分という勧告が出ておりましたけれども、非常に厳しい状況の中で時間を短縮ということは、逆にアップにも繋がるというようなこともございまして、ちょっと1年見合わせておりましたが、今回の手当等の引き下げに合わせまして、ここに今回合わせて時間の削減を提案をさせていただくものでございますが、そのことによりましてこの時間外勤務手当の計算上、このように改正をさせていただくというものでございます。

次のページの19ページの1行目も同じでございます。

それから、期末手当でございます。23条の4の改正でございますが、これが先ほど改正条

文の1条でも出てまいりましたが、ここの2条では22年4月1日施行の分として法制度上、2段階に分けて改正でございますけれども、期末手当の額につきまして、6月におきましては、「100分の140」を「100分の125」に。それから、特定管理職員の6月の分については「100分の120」を「100分の105」に。それから、12月については「100分の125」を「100分の130」というようなことで、これにつきまして、ほんねん6月の0.2月分の凍結におきまして、期末それから勤勉それぞれ合わせて0.2月分を凍結した関係があるわけなんです、第1条で第1段階でそれを改正し、さらに来年の4月1日からの改正のために、ここでさらに改めさせていただくというものでございます。

それから次の3項でございます。ここにおきましても、再任用の職員に対します期末手当の改正でございますけれども、同じように来年の4月1日からの施行の分で、この再任用におきましても、先ほど申し上げましたように、一般職の部分から読み替えという形の条例となっておりますが、ここにおきましても、いちいち読み上げることは省略をしますが、0.05月分を引き下げる改正でございます。

次におめくりをいただきまして、20ページでございます。20ページでは勤勉手当の改正でございます。これは23条の7でございます。この改正条文の2条におきます期末勤勉につきましては、別冊での資料で9ページの表に表させていただいておる改正でございます。これも同じく、22年4月1日からの施行の分でございます。アンダーラインのところを御覧いただきますと、特定管理職員については「100分の95」を「100分の90」にさせていただくというものでございますし、また2号におきましては、再任用職員の者の手当につきましては、6月と12月と分かれておりましたが、今回12月の「100分の140」というものを0.05月下げまして6月と同じにするとということで、左のように改めさせていただくというものでございます。

次におめくりをいただきまして、22ページを御覧いただきたいと思います。改正条文の第3条で掲げております改正案でございますが、ここでは第3条では附則の改正でございます。附則の7でございますけれども、ここにおきましては、現行給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額その他、差額に相当する額を給料として支給するというように書いてございます。この部分につきましては、平成18年に公務員の給与の構造改革がありまして、給与表が大きく改正をされたわけでございますが、その折に本来ですとその職務によって引き下げ、給料の引き下げをする必要のある職員が出てまいったわけでございますけれども、そういうことができないということで、いわゆる現在の給料を保障する減給保障というように通称呼んでおりますけれども、そういった職員があります。

現在郡上で170人ございますが、その減給保障の人については、この給与構造改革により

ましての対象となる給与表がないわけで足踏みをしておるわけでございますけれども、その額におきましていわずの給与表の引き下げによりまして理論的に同じ引き下げをする必要があるということで、このアンダーラインが少し長々と書いておりますが、読み上げるのは省略をいたしますけれども、「100分の99.76」を乗じて得た額とするという書き方がしてございます。これは逆算をいたしますと、0.24%を引き下げるということで減給保障となっておる職員のその額につきましても、この給料表の改定に合わせまして、0.24%を引き下げをさせていただくという意味でございます。

ここまでが改正条文の1条から3条までがいわゆる職員の給料に関する条例の一部を改正する条例の条文でございます。

それから23ページでございます。改正条文第4条ですが、これは郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。先ほど申し上げましたように20年の勧告によりまして、1日8時間を7時間45分。1週間に替えますと40時間が38時間45分ということでございますが、そのことを受けまして今回、第2条、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分とするというものでございます。22年の4月1日施行ということで、資料では9ページで説明をさせていただいております。またこの中で、中段で短時間勤務の職員につきましては、いわゆる一般の職員の8時間に準じて同じ割合で改定をさせていただくというもので、現行16時間から32時間までというふうになっておりますものを、15時間30分から31時間までというように改めをさせていただくと。

また、次の4項におきましても、任期付短期間勤務職員におきましても、同じく32時間を31時間と改めさせていただくというものでございます。

次におめくりをいただきまして、24ページでございます。2項におきましても、任命権者以降について1日に8時間というものを1日につき7時間45分というように、それぞれ3ヶ所ございますが、改めさせていただくというものでございます。

次に、休憩時間でございます。第6条でございます。現行、休憩時間6時間を超え8時間以下云々という部分でございますけれども、同じように8時間が7時間45時間となった関係で改めをさせていただくものでございます。

次に、第7条の改正で、改正といいますか休憩時間の関係でございます。この休憩時間におきましては、平成18年の7月に、一般の職員は休憩時間というものが廃止をされました。しかしながら、その時点におきまして、いわゆる交代制と勤務職員といひまして、例えば看護師のように公務の運営上の事情によりまして、特別の形態で勤務をする職員につきましては、附則でなお従前の例によるというように規定をさせて、こんにちまで至っておりますが、今回、今度は本条例の方で、この7条でこのことを規定をさせていただくものでございます。

この任命権者は、第4条第1項に規定するというように書いてございますが、このものが今申し上げました、交代制と勤務職員の部分でございます。これが第4条での改正でございます。

それから次に、25ページを御覧いただきますと、改正条文の第5条での規定でございます。これにつきましては、同じく附則の改正でございます。右にございますように、経過措置といたしまして、ただいま申し上げました、条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務をする必要のある職員、先ほど申し上げましたこういった職員については、なお従前の例による、ということで附則で設けておいたものを、前の第7条の改正のように、本条例の条例の方で入れたということで、左のように、この経過措置については削らせていただいたというものでございます。なお、この従前の例で休憩のところでございますが、この休憩のところにつきましては、一般の行政の一般の職員も本条例の方で規定がありまして、特に何も書かない場合、本条の条例の適用を受けるために、このものについては第7条では、敢えて書いてないということでございます。

次におめくりをいただきまして、26ページを御覧いただきたいと思っております。ここでは、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をさせていただくということで、改正条文では第6条で規定をさせていただいております。これにつきましても、平成22年4月1日施行の分でございます。別冊資料では10ページで説明をさせていただいておりますけれども、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態ということで、育児短時間勤務職員というふうに言っておりますけれども、これが1週間当たりの勤務時間でございますけれども、現行20時間、24時間または25時間というような書き方がございますけれども、それからその下の20時間、24時間または25時間とそれぞれございますけれども、この育児短時間勤務職員におきましても、一般職に合わせまして、週44時間から38時間45分になったということに準じまして、これを数学的に計算しますと約3%の減でございますけれども、ただし5分を単位として、左のようにそれぞれ、いちいち読み上げは省略しますが、改めをさせていただくというものでございます。現在この該当はございません。

それから次の27ページでございます。これにつきましては、郡上市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正でございます。改正条文では第7条で改正案をあげております。これにつきましても、別冊資料の10ページでも説明をしておりますが、修学部分休業につきましては、1週間を通じて20時間、また30分を単位として行うということですが、この20時間といえますのは、要するに一般職の週40時間の2分の1でございます。ただ、今度38時間45分というふうになる関係上、端数の関係がございまして、左を御覧いただきますと、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1というように、表現を改めさせていた

だくというものでございますし、また端数の関係で30分単位を、5分を単位として行うというようにさせていただくというものでございます。現行は、該当はございません。

それから、おめくりいただきまして、最後28ページでございます。これは郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正するもので、改正条文では、第8条で提案しておりますが、この第2条で高齢者部分休業ということで、右を御覧いただきますと、1週間を通じて20時間、それから30分を単位というものでございますけれども、前ページでも同じでございますけれども、一般職の2分の1ということから端数の関係で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1という表現に改め、また単位も端数の関係で5分というように改めをさせていただくというものでございます。このことについても、現行該当はないという状況でございます。

以上、走りましてけれども、4件の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました4件については、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

ただいま、所管の総務常任委員会に付託いたしました、議案第205号から議案第208号までの4件については、会議規則第46条第1項の規定により、本日午前11時までに審査を終了するよう期限を付けることにいたしたいと思います。

（発言する者あり）

議長（美谷添 生君）

そう思っておりましたけれども、一応、その場合は、延長をさせてもらうということで、本会議を11時以前にもう1回、召集をしたいというふうに思いますので、御協力を賜りたいと思います。ということで、期限を付けることといたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第205号から議案第208号までの4件については、本日午前11時までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は、総務常任委員会の審査終了後といたします。

それでは、総務常任委員会におかれましては、委員会をよろしく願いをいたします。他の議員におかれましては、しばらく休憩をいただきたいと思います。

(午前10時17分)

---

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時56分)

---

議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。ただいま、総務常任委員長 田中和幸君から、付託審査期限延期の件が提案されましたので、これを日程に追加し、日程2の1として、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、付託審査期限延期の件を日程に追加し、日程2の1として、議題といたします。

---

#### 付託審査期限延長の件について

議長(美谷添 生君) 日程2の1 付託審査期限延期の件についてを議題といたします。

総務常任委員会に付託中の、議案第205号から議案第208号までの4件については、本日午前11時まで審査を終わるよう、期限を付けてありますが、この期限を延期されたい旨の要求がありました。この委員会の要求どおり、期限を延期することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第205号から第208号までの4件につきましては、期限を延長し、本日結論を出していただくよう、決定をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。それでは本日中に審査を終了し、会期中に結論を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

(午前10時58分)

---

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時39分)

---

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。ここで、日程変更についてを議題といたしたいと思います。会議規則第 22 条 日程の順序の変更及び追加により議事日程順序を変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、日程 3 議案第 205 号から 日程 6 議案第 208 号を、日程 9 議案第 211 号の後に変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、日程 7 議案第 209 号より順次議題といたします。

---

#### 議案第 209 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 7 議案第 209 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 4 号）について を議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 議案第 209 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 4 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

おそれいりますが、1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 21 年度 郡上市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第 1 条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,801 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 298 億 4,032 万 3,000 円とする。でございます。2 項につきましては、省略させていただきます。

それでは、5 ページをお開きいただきたいと思います。歳入から御説明します。

国庫支出金の国庫補助金、総務費の国庫補助金でございますが、2,500 万円の増でございます。総務管理費補助金としまして、地域情報通信技術利用活用推進交付金としてございます。これは、経済危機対策の関係で、今の政権交代に伴いまして、留保といいますが、執行につきまして、そういう調整をなされておりましたが、このほど事業実施できるということで計上させていただいたものでございます。支出のところでもた御説明します。

次が、民生費の国庫補助金 15 万 7,000 円の増、生活保護費補助金としてございます。この

ことにつきましても、この12月から生活保護の母子加算の復活に伴う補助金でございます。

それから次が、県支出金の県補助金、衛生費県補助金1,260万5,000円、保健衛生費補助金としてございます。説明のところにあげてございますが、こんにちの新型インフルエンザのワクチン接種に伴います、公費補助の臨時交付金ということで受け入れをしてございます。

次が、繰越金で1,982万7,000円入れてございます。

それから雑入、42万6,000円としてございます。これは、商工費雑入としまして、支出でも御説明しますが、全国自治協会からの保険金の受け入れでございます。

それでは、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。最初に歳出の総務費の総務管理費、情報管理費でございます。3,687万7,000円の増額をお願いしてございます。報償費、旅費、委託料ということで挙げてございますが、説明に書いてございますように、地域情報提供システム構築で、3,687万7,000円としてございます。これは、郡上ケーブルテレビにおきます行政情報の充実ということで、市民の皆様提供します、そういったお知らせでありますとか、公民館、学校だよりでありますとか、といったことへの対応のためのシステム構築という費用にしてございます。

それから次が、民生費の生活保護費で、生活保護総務費15万8,000円でございます。委託料でこの額は挙げてございますが、生活保護事務経費としまして、歳入でも触れましたが、この12月から母子加算の復活に伴うシステムをですね、改修する経費、委託料でございます。

それから次に、衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費でございます。42万9,000円挙げてございます。委託料、業務委託料にしてございますが、このことにつきましては、後ほどの教育費、社会教育費のところでも同様の予算計上してございます。といたしますのは、建築基準法のさくねん4月ですが、改正がなされておりました、特殊建築物と申しまして、いわゆる多数の人が集うといいますか、利用される施設について、その点検報告の強化といいますか、見直しがなされてきてございます。市では、先ほどの市長の提案説明にもありましたように、13施設が該当してございまして、ここでは保健施設としての、八幡の保健センター、それから高鷲の健康管理センター、この2つの施設が詳細な点検報告をしなければならないという義務付けがなされてきましたので、その経費を挙げてございます。2施設でございます。

それから次の予防費、1,680万8,000円でございます。これは新型インフルエンザに対応する費用、ワクチンの接種費用ということでの助成費でございます。2,733人分を計上してございます。いわゆる低所得者ということでの生活保護世帯、それから市民税が非課税の世帯の方へのそういった対応費用ということでございます。

次に、商工費の観光施設費で60万9,000円あげてございます。修繕料ということで挙げて

ございますが、これは八幡の旧庁舎記念館が落雷による火災報知機等被害を受けました。そのための修繕費ということで、これも先ほど歳入のところでも御報告しましたが、保険金対応で大部分のところは賄わせていただくということでございます。

それから、教育費の社会教育費、公民館費でございます。99万6,000円の増でございます。業務委託料で額挙げてございますが、前の保健衛生費のところでも触れましたように、このほど、施設の点検報告をするということでの定めから、ここでは川合の農村改善センター、それから、口明方コミュニティーセンター、それから西和良公民館、白鳥の公民館、大中の農村総合センター、この5施設が該当しておりまして、応分の費用を組ませていただいております。

それから次が、社会教育施設費、213万8,000円お願いしてございます。これも公民館費のところと同じ対応の分でございまして、社会教育施設費管理経費、94万7,000円。ここでは、大和の生涯学習センター、それから白鳥のふれあい創造館、明宝のコミュニティーセンターの3施設を予定してございます。

それからその下に、文化センターの施設管理経費119万1,000円計上してございますが、ここでは、総合文化センター、それから白鳥の文化ホール、日本まん真ん中センター、この3施設につきまして、その対応の費用を挙げさせていただいております。以上でございますが、よろしくお願いたします。

議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（8番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 8番 村瀬弥治郎。

8番（村瀬弥治郎君） 8番、村瀬です。1つだけお願いしますが、インフルエンザワクチンのことでございますけど、接種に関して、回数のことですけど、2回ということが始め示されまして、1回になったんですけども、その点は予算的に変更というものはあるのかなのか、その辺ちょっとお願いします。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） はい。今回の補正に挙げさせていただいたものに付きましては、インフルエンザの接種回数については11月の中旬ぐらいでありましたけれども、今中旬ですが、厚生省の方が色々変わりがまして、1回でいいやろということで、きょうちょっと皆さんのお手元に新しい資料はちょっと出してはおりますけども、ただ、この予算につきましては、まだその状況ではなかったもんですから、2回分の6,150円ということで試算がしてあります。ですから、対象者の方が1回でいいというふうに、今言われておりますので、そ

の分またこれだけの予算は執行しないということに、結果的にはなろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

( 12 番議員挙手 )

議長(美谷添 生君) はい。 12 番 武藤忠樹君。

12 番(武藤忠樹君) はい。 1 点だけ質問させていただきます。この地域情報提供システム構築事業ですけれども、これは郡上ケーブルテレビだけであって、I N Gとの連携ということは考えてみえないのか、その点ちょっとお聞きしておきたいと思います。

議長(美谷添 生君) 松井市長公室長。

市長公室長(松井 隆君) はい、お答えいたします。現在、郡上ケーブルテレビの放送につきましては、現行ではI N Gの会社の方でも流していただいております。そこで、このシステムにおきましては、郡上ケーブルテレビの自主放送をデジタル放送によって放送する時に、これを適用させていただきたいということで、準備をさせていただいております。

それで、I N Gさんにおかれましても、デジタル放送に対応していくように、準備をしておられるということで、そこらへのインターフェースが取れる段階になりましてから、流していただくようにしたいというように考えておりますので、お願いをいたします。

議長(美谷添 生君) はい。他、ございませんか。

( 4 番議員挙手 )

議長(美谷添 生君) はい。 4 番 野田龍雄君。

4 番(野田龍雄君) 野田です。このインフルエンザの新型インフルエンザのことですが、どこへ行ってもちょっと話題になっておるんですね。あそこもあったとか、うちもこうやったとか、出てけんで困ったとかいうようなやつが。結構話があるわりには、皆さんの中に、予防意識が大変低いように思っておるんです。せつかくですので、こういう機会にですね、もちろんされるとは僕は思いますけども、ちょっとお聞きすると、小中学校で八百何十人という数、それから一般でも、はっきりは分からないけど、80 数名というようなね、数については、僕もそれほどの認識がなくて、聞いて、あっ、それに広がっておるんかと、これは大変やなあ、もうちょっと皆で気をつけないかなと思ったんですもんで、この機会にね、ちょっと実態をちょっと話していただいて、皆さんもそういう認識を持っていただくということは大事ではないかと思しましたので、質問をいたします。

議長(美谷添 生君) 布田健康福祉部長。

健康福祉部長(布田孝文君) この新型インフルエンザが発生した時に、色々情報については流していくということで、紙媒体のものと、それからいわゆる、ケーブルテレビ等々、それから音声告知等々ということで、市の方としてはそういうことでやっておりますけども、

紙媒体としては、前もお話しましたように、11月の当初の広報のところ、きょう皆さん方にちょっとお渡ししましたようなものをですね、出しましたけれども、なかなか紙媒体というものは、しょっちゅう出すわけにはいけないという。それから、今回お渡ししました11月13日付の岐阜県からのものにつきましても、黒い枠でいいますと、ワクチンの接種開始日が12月4日ということで、これ、1週間ぐらいずつ、こう色々な情報が変わってくるわけです。そのたびに、このなかなか情報を提供するとは、大変難しいということで、できるだけ紙媒体ではなくて、他の手段、音声告知、それからケーブルテレビ等々ではお知らせをしております。

そういうことで、新型インフルエンザについては、刻々と状況が変わっております。今、野田議員さんから質問がございました、いわゆる郡上市では、どのくらいの方がかかっているかということでありまして、このことにつきましても、当初は新聞紙上でもですね、学校名が載って、ここが学級閉鎖があるとかが出ておりましたけれども、これは季節型と同じような形で慢性化、蔓延しておるということで、今はそういうことも県の方も情報を流しておらんという実態であります。

ただ、ホームページの中では、これは全員が見ていただけるかどうかはわかりませんが、郡上市における、それから中濃地域における流行の状況はどうあるかということは、リアルタイムで出ておりますし、また郡上市のホームページについては、学校での閉鎖状況というのは、出させていただいております。ただ、それを毎日ですね、例えばきょうはこういう状況やった、きょうはこういう状態やということ流しますと、かえって混乱が起きるということもございまして、その辺については、そのようなホームページの中で見ていただくということになるかというふうに思っております。

それで、最新の状況でありますけども、郡上市内ですね、患者数といいますか、これも毎日毎日変わっておりますけども、きょう18日であります、15、6日のところでいいますと、1日当たりの患者数というところは、約90名若干超えておるという数字が公式では出ております。しかしながら、これも県の方から、郡上市の医療機関のいわゆる点といいますか、指定をした医療機関が出した数字でありますもんですから、このことについては、どこの医療機関ということはまったく公表しておりませんので、その数字データを元にして郡上市では11月の15日16日ぐらいでは90人ぐらいの患者数があるというようなことでありますが、これも波がございまして、10月の23日とか26日には、10名以下ということで、やっぱり流行というのはあるのかなというふうに捉えております。

学校、それから園については、教育委員会の関係で、きょう次長も来ておりますが、私の方では、保育園関係といいますか、幼児の関係でありますけども、現在、これ17日現在とい

うことですが、幼稚園、保育園につきましては、子どもさんでは約40名の方がインフルエンザにかかっておられるということになっております。ただ、保育園の場合は、御承知のように、保育にかける子を預かっているものですから、親御さんの了解を得ながら、希望保育ということでやっておりますので、閉園ということではないということでありまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後、学校関係については、教育次長の方から、もし状況を説明ということをお願いしてあります。よろしいですか。

議長（美谷添 生君） 教育長。

教育長（青木 修君） 新型インフルエンザの罹患の状況についてですけれども、はっきりとしておる数字としては、11月の16日現在の、まず数ですけれども、小中学校合わせて罹患者数が、885人で、学級閉鎖の延べ数が、131学級というふうになっております。それで、17日の17時30分の段階では、数としてはまだ確定はしてませんが、学級閉鎖等の数ですけれども、16学級が現在閉鎖中という状況です。

議長（美谷添 生君） 他、ございませんか。

（8番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 8番 村瀬弥治郎君。

8番（村瀬弥治郎君） 教育長にお伺ひしますけれども、学級閉鎖をして授業に差し支えがあるとありますが、その代替というか、その辺の状況はどういうふうにして持っていけるのか、その辺お願ひします。

議長（美谷添 生君） はい、青木教育長。

教育長（青木 修君） 今のところ、たぶん不足するだろうという、予測している学校が、6校ほどありますけれども、それぞれの学校については、従来5時間授業でやっていたところを、6時間授業として1時間増やすという方法ですとか、あるいは、学校によっては、冬休みのところで授業を実施をすとかといったようなことを、検討を現在しているところです。特に、中学校の3年生につきましては、進路のこともありますので、年内の中で授業日数の確保できるように、今それぞれの学校の方に、具体的な方法について検討するように指示をしているところです。

議長（美谷添 生君） 他、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 209 号については、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 209 号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それでは、昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は、1 時を予定をいたします。

（午前 12 時 00 分）

---

議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1 時 05 分）

---

議案第 210 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 8 議案第 210 号 物品売買契約の締結について（学校校務用パソコンの購入）を議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） それでは、説明を申し上げます。

議案第 210 号 物品売買契約の締結について（学校校務用パソコンの購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的 学校校務用端末整備事業（学校校務用パソコンの購入）2、契約の方法 指名競争入札による。3、契約金額 2,026 万 5,000 円。4、契約の相手方、岐阜県郡上市八幡町新町 957 番地、（有）トップス、代表取締役、鷺見幸彦。5、納入場所、郡上市内 30 小中学校。6、物品の内容、ノートパソコン 248 台。でございます。1 枚はねていただきまして、この学校校務用端末整備事業の概要でございます。先ほどと重複する項目につきましては省略をさせていただきますが、2、契約期間、本契約締結の日より平成 22 年 3 月 19 日。5、納入場所、納入する小中学校名と納入台数を記載してございます。御覧のとおりでございます。小学校におきましては、21 校 165 台、中学校におきましては、9 校 83 台、合計 30 校で 248 台でございます。物品の内容につきましては、ノートパソコン 248 台ということで、富士通のノートブックでございます。OS につきましては、最新のソフト、Windows 7

Professional を設定してございます。その他付属部品を記載してございますので、お願いをいたします。

1枚はねていただきまして、次のページには、そのノートパソコンのカタログを資料として添付をさせていただいてございます。

最後のページでございますが、入札結果の一覧表を添付してございます。業者につきましては、郡上市内の11業者でございます。2業者の応札がございまして、税抜で1,930万円ということで、落札率77.88%ということでございます。どうぞよろしくをお願いをいたします。議長(美谷添 生君) それでは質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

(21番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 事前の勉強会はやっておるわけでありまして、ちょっと素朴な質問をちょっとさせていただきますので、ちょっと愚問をするわけでありまして、今こういう、その、これ電気製品というんですかね、こういうものに対しては、消費を拡大するというようなことでエコポイント制度というようなことがあるんですが、これは一般の消費者というんですかね、そういうものが対象になるというように思うんでありますが、例えばこういう購入について、購入者の方にはそういう有利といたしますか、ポイント制度というものは、積算をされるケースはあるんですか。ないんでしょうか。こういうケースの場合は、そういうものはないということなんでしょうか。分からんかな。

議長(美谷添 生君) 常平教育次長。

教育次長(常平 毅君) 対象ではない。

21番(金子智孝君) わかりました。

議長(美谷添 生君) よろしいですか。

21番(金子智孝君) はい。

議長(美谷添 生君) それでは、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第210号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第210号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 211 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） 日程 9 議案第 211 号 物品売買契約の締結について（児童・生徒用パソコンの購入）を議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） 議案第 211 号 物品売買契約の締結について（児童・生徒用パソコンの購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的 学校用端末整備事業（児童・生徒用パソコンの購入）。2、契約の方法 指名競争入札による。3、契約金額 1 億 3,122 万 9,000 円。4、契約の相手方 岐阜県郡上市八幡町新町 957 番地（有）トップス、代表取締役、鷲見幸彦。5、納入場所 郡上市内 14 小中学校。6、物品の内容、端末機器及び周辺機器 377 台。

1 枚はねていただきまして、この児童・生徒用パソコンの購入についての概要でございます。重複しております項目は省略させていただきます。2、契約期間、本契約締結の日より平成 22 年 3 月 19 日。5、納入場所、納入します小中学校名と納入台数等を記載しております。御覧のとおりでございます。小学校 12 校で 293 台、中学校 2 校 84 台、計 14 校で 377 台の端末購入でございます。6、物品の内容でございます。児童生徒用ノートパソコン 349 台、職員室、パソコン教室のパソコンでございますが、計 28 台。いずれも富士通の機種でございます。児童生徒用、それから職員室用につきましては、ノートブック。それからパソコン教室の講習につきましては、デスクトップということでございます。OS につきましては、最新の Window 7 Professional を入れてございます。周辺機器としまして、サーバー、各校 1 台、各学校に 1 台ということでございます。それから、カラーレーザープリンター、各学校に 1 台、それから DVD プレーヤー一体型 VHF ビデオデッキ、各学校に 1 台、それからソフトウェアとしまして、ここに記載してございますソフト等 12 ソフトを設定をしてございません。以上でございます。

それから、1 枚はねていただきますと、図面を付けてございますが、これにつきましては、例としまして、白鳥中学校の LAN の配線図、あるいはパソコン教室のその配置図を例として付けさせていただいてございます。

最後のページでございますが、入札結果の一覧でございますが、市内の 11 業者を指名いたしまして、2 業者の応札でございます。税抜で 1 億 2,498 万円ということで、落札率 98.85%

でございます。よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（11 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 11 番 上田謙市君。

11 番（上田謙市君） はい。私も 210 号、そしてこの 211 号については事前に説明を受けて、おりましたので、発言を控えようかとも思っておったわけですがけれども、敢えて聞かせていただきたいと思います。この 211 号についても、市の指名競争入札という形で一斉に実施をされて、そして落札率についても、落札業者の努力は認めるところであります。が、11 業者の指名業者の内、9 名の業者が辞退ということについては、どういうこの背景があるんかしらなことを思う時に、もし公開できるのであれば今回この売買契約の入札が、いつ業者に依頼するというか案内がされて、そして電子入札の締め切り日はいつであったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 開札日についてはここで今承知しておりますが、業者の通知につきましては、ちょっと調べて御報告させていただきます。開札執行日につきましては、11 月の 6 日に行っております。通知につきましては、調べて御報告します。

議長（美谷添 生君） 他、質疑はございませんか。

（4 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） はい。4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 事前説明を受けておりますけれども、この生徒用パソコンにつきましては、かなり高額であるということから、もう少し質問をさせていただきたいと思います。1 つはここに書いてあるとおりで、パソコンの型式ですね、型式は、先ほどの校務用のパソコンと同じもの。もう 1 つも書いてありますけれども、同じものようですので、これは全く機能的に同じものであるということかどうかということをお聞きしたいし、この 2 つ、デスクトップも機能的にはね、おそらくは同じでないかと思うんですが、同じかどうか。そして、色んなこういうソフトがあるんですが、ちょっとお聞きするとソフト等に 4,000 万ほどいるというようなことでお聞きしておるんですが、各校へソフトを入れる場合は、これは教育関係の場合にはどうなのかということをお聞きんですけども、同じソフトを入れていくと。どの学校へもね。その場合にはこのソフトの設定の費用というものは、やはり同じようにどの学校も一般と同じようなかかり方をするのか、あるいは少しは割引というか、軽減措置があるのかどうか。そして簡単で結構ですので、この 12 のソフトというものが入ると、1 つに、

まあもちろん中身は色々違うと思いますが、どの程度かかるもんかということ、ちょっとお知らせください。

議長（美谷添 生君） わかりますか。はい、常平教育次長。

教育次長（常平 毅君）はい。先ほど 210 号で申し上げました校務用のパソコン、ノートブックと、それから 211 号の児童・生徒用のパソコンのノートブックにつきましては、機能が一緒なのかどうかということですが、この学校の授業用で使います児童・生徒用のパソコンの方がですね、性能としては少し良い内容になってございます。

それから、デスクトップにつきましてはですね、機能性能につきましてはそのノートブックとは違っておりますのでお願いをいたします。要は先生用のパソコンより、授業で使いますパソコンの方が性能が少し良いものが入っているということでございます。

それからソフトについての御質問でございましたが、1 番この 12 ソフトをというふうに申し上げましたが、この中で 1 番大きな金額を占めておりますソフトが、授業の支援ソフトでございます。これにつきましてはその授業を行うために、例えば講師用のパソコンから生徒用のパソコンを操作できるようなソフトであったり、それから校内でその通信ができるような内容であったり、それからそのユーザー名といいますかパスワードなどですね、そういったものを設定をして、その校内における通信を行うようなものも含まれてございませし、1 番大きいものがこの総合型の授業支援ソフトというものでございます。これにつきましてはこの学校にですね、同じ支援ソフトを入れていくわけですが、そのものをこの学校にもこの学校というふうには行きません。そのパソコンの台数によって、それぞれソフトの単価も、単価といいますか、学校に入れる授業費も変わってきます。要は 1 台のパソコンにコピーをしてソフトを入れていくということとはできないということでございます。ですから 1 台 1 台にそういったソフトをいずれについても、設定をしていかなければいけないということで、このソフトについては先ほどおっしゃいましたように、多額の金額を要するということでございます。このソフトの設定につきましては、やはり学校でございませしので、家庭で使いますパソコンとは違いまして、ハードにおきましては LAN を配線しまして、そのネットワークのこういったソフトを設定していくということでございますので、技術的にも一般の家庭へ入れていくというような、そんな簡易的なものではないということございませし、設定に要するその費用につきましてもかなりの技術もいりますし、専門的な知識もいりますし、費用も要してくるというものでございませし。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 山田総務部長。先ほどの話。

総務部長（山田訓男君） はい。先ほどの上田議員の御質問にお答えいたします。入札の執行でございますが、業者への通知は 10 月の 28 日にしてございませし。なお、今回の入札につ

きましては、電子入札システムを採用してございまして、少し御説明しますと、その応札期間を11月4日の9時から、11月5日の4時までに応札をということで御案内をし、開札は先ほど私言いました11月6日に、10時からですけれども、開札をしたという経緯がございます。以上です。

(11番議員挙手)

議長(美谷添 生君) はい、11番 上田謙一君。

11番(上田謙市君) はい。実は私も、辞退をした業者から事情は聞いております。29日に郵送で書類が送られてきて、そして今部長から話しあったように、4日から応札せよと。で、10月の29日は、失礼しました。11月の火曜日は祝日ですし、29日に書類を受け取って4日までというのでは、あまりにもこの時間が応札するには限られておったと。特に物品販売の場合は、物品販売というか物品のその売買契約の場合は、指名された業者が、製造メーカー、これまでに付き合いのある製造メーカーであるとか、代理店とかと価格の交渉もせんならんと。祝日をはさんでの短期間では、ちょっとそのせっかくの郡上市のそうした求めに応じて、精一杯この低価格で応札しようと思ったけれども、いかんせんその余裕の時間がなかったというようなことを聞きました。これは1つの大きな枠の中のルールですので、やむを得んことやと思いますが、辞退をした業者の中にはそうしたそのシステムに対する不満といたしますか、もっとその改善する余地はないのかと思っておる者もおるということを、やはりこの本会議で申し添えて、賛成の態度を取りたいというようなことを思いましたので、敢えて発言をさせていただきました。

議長(美谷添 生君) 他、質疑。

(6番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 6番 山下 明君。

6番(山下 明君) 質問された方、総務課の人ばかりで申し訳ないですけれども、今教育次長の説明の中で、その校内に配線する工事の関係が、ただ単純に家庭へ配線するというような簡単なものでなしに、高度な技術がいるというような説明があったんですけども、今の上田議員の質問とも同じようなことなんですけども、それにしてはたまたま指名に出されたところ電気関係の方も見えますし、書店の方、それから電気工事店とかが含まれておることですけれども、僕もある業者に聞いたんですけども、計算のしようすのないう状況ということは1点聞いたことと、それから先ほどの説明の中で、高度な技術がいるということで、たまたま今この応札された業者が自分でやるのか、誰かがやるのかわらん状況、どういう人かも知らんで申し訳ないですけども、そういう状況の中で指名願いとつか、それを出されること自体が不自然やと、その業者に。ある業者に聞いた時に。それは今の時間

的なこともるし、その工事のこと。その難しい状況であるのなら、この設定の金額を出す金額はどこでどのように計算をしてその工事のこともやられたか、その辺ちょっと、まずちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（美谷添 生君） はい。常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） はい。設計の金額でございますが、これにつきましては、数社の業者から、要は見積もりを取らせていただきまして、その中で、最低の金額で設計をさせていただいております。

（ 6 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君） はい。山下 明君。

6 番( 山下 明君 ) その数社の中で最低の見積もりの中でこの今の金額で、たまたま同じ、この前もちょっと質問させてもらったんですけども、同じメーカーの同じ機種のパソコンを何台かを決めて買うと。この前では富士通には限定はしていない、どこの機種でも能力だけで、という説明があったんですけども、それでいくと今のこの入札のところと同じ日に同じ富士通の、結果的なことですけども、製品でパソコンが機械の方があって、工事の関係でやって言われればそれまでのことやけども、工事はある程度その落とした人も自分ではおそらく分からんということで、設計業者なり工事関係の人色々設計をして、どれだけだからできるかということで、入札の金額が出てきたと思うんですけども、それが。そうした場合にこの落札率が前のやつは 77.88、片方は 99.どんだけ。これだけの差が出てくるのは不自然ではないかということ、98.85 ということで、片方は工事があるから、片方は工事のないこと。けども入札をする方は工事の専門。簡単にはできんところ。書店屋さん、書店をやっておるぐらいのところでは、その簡単にできない技術なら専門家のところへ、専門っちゅうか、工事の業者に見積もりを出すということなら、それだけの差はどの業者がやっても出てこんような状況で、入札の落ちた金額が 20%も下がっても単純に言えば、2千5、600万違うんかねこれが。同じ 70%ぐらい 70何%と落ちれば。ということの説明はどういうふうになるんか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（美谷添 生君） はい。常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） はい。端末のパソコンの台数から、先ほどの議案の 210 の先生。校務用パソコンと、それから児童・生徒用のパソコンそのものを比較しましても、何といたしますか、台数の差以上にたぶん 211 号の金額の方が、高いんはでないかという御質問だというふうに思いますが、この 211 号の方の児童・生徒用のこのパソコンの購入につきましては、先ほども少し触れましたですが、何が違うかと申しますと、周辺機器がですね校務用のパソコンにつきましては、そのパソコンのみを購入したものでございます。それから児童・生徒

用のパソコンにつきましては、そのパソコンとそれに関連します周辺機器、サーバーとかプリンタとか、それからDVDプレーヤーとか、それから先ほど申しましたように、その授業支援ソフトなどを含めたそういった12種類のソフトウェア、それからですね先ほど少し触れましたですが、そのソフトウェアを設定していくためのそういった現場での調整。そういったものがこの児童・生徒用のパソコンの購入の方には含まれてございまして、そのパソコンの台数で比較できない契約金額になっているということでございます。

( 6 番議員挙手 )

議長(美谷添 生君) はい、山下 明君。

6番(山下 明君) その辺の説明のことよりも、とにかく最終的な結論は、指名願いを学校用の教材とかそういうことで指名願いを出した業者、商店が、どの商店にしても期間的なことも含めて、指名願いの中で指名競争入札に参加をして、できる状態を作っていて、後から個々に聞きますと、全然時間がなかった、それから先ほどの話で言えば、これ以上、どれだけでも郡上市のために安くやろうという気のある人でも、できないような状況で進められているような気がするんですけども、これについても。今後についても、とにかく指名願いを出した業者、どなたも納得できるというか、その金額のことについては、競争の権利があってもしょうがないとしても、そこに行くまでの過程は、やっぱりオープンにして納得の入れられる体制を今後作っていくように要望しておきます。

( 12 番議員挙手 )

議長(美谷添 生君) 12番 武藤忠樹君。

12番(武藤忠樹君) はい。物品の内容ということで、ちょっと質問させていただきますが、先ほど次長は、この児童・生徒用のパソコンの方が性能がいいんやと言われましたけれども、この内容を見ただけでは、型番が一緒ですので、全く同じですね。例えばメモリーとかハードディスクとか容量とか色んな物品の内容ってあるわけですよ。だからこっだけ物品の型番を書かれただけで、こちらの方が性能がいいんですよなんて言われたところで、これはわかりませんね。ですからこの辺の物品の内容を書く時に、特にパソコンなんかはメモリーであるとかハードディスクであるとか、そういうことを書いてないと分らないんですね。その辺のこと1つお聞きしたいのと、それから授業支援のソフトを入れた、入るようになっていますが、これは、このソフトを入れなさいと指定して入札がかかっておるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

あと1点。この光学マウス、マウスパッド各1個、計377個ってありますが、先ほどの校務用の場合は、倍の数になってますわね。当然、マウスとマウスパッド、これ、1個しか書いてありませんが。単なる記載ミスだと思いますけれども、その点ちょっとだけ指摘させて

いただきます。

議長（美谷添 生君） はい。常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） はい。先ほど先生用のパソコンと授業用のパソコンの機能性能については、というお話を申し上げました。仕様書の中にはですね、そういった細かい仕様を掲載して当然出させていたいただいております。何が違うかといいますと、メモリーとかハードディスクの容量等是一緒でございますが、この色んなことを処理するプロセッサといいますが、コンピューターの中では最も重要な機能を有するその装置ですね、それですね、周波数といいますが、クロック周波数というふうに申し上げますが、それが違うということでございます。それからソフトウェアのその支援ソフトにつきましては、このソフトをということで指定をさせていただいております。それから先ほどのマウスの関係でございますが、これは御指摘のとおり数量の記載を誤ってございます。申し訳ございませんでした。

議長（美谷添 生君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 先ほどの校務用と比べましても落札率はかなり高いと、その説明もあったわけですが、少なくともパソコンだけでもかなりの額ですから、先ほどのような業者努力ということを考えるならば、もう少し引き下げるとはできると、いうように思います。これはもちろんパソコン以外の部分が非常に引き下げられなくて、そこへ食い込んでおるんかという説明もあるかもしれませんが、これを見た限りでは、もう少し努力があってもいいと思いますし、先ほどの時間数、期日が非常に狭い中でやられたというようなことも、やっぱり今後の改善をしていただく大事な問題ではないかというように思います。そういった意味でこの問題については賛成ができませんので、よろしくお願いします。

議長（美谷添 生君） 反対の討論がございましたが、賛成の討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。採決をいたします。

ただいまより採決を行います。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手あり）

議長（美谷添 生君） ありがとうございました。

賛成多数と認めます。よって、議案第211号は、原案のとおり可とすることに決定しまし

た。

議案第 205 号から議案第 208 号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） それでは、変更前の日程に戻り、議題といたします。先ほど、一括議題とし、所管の総務常務委員会に付託しました議案第 205 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての 4 件については、委員長より報告いただき、議案ごとに質疑、採決をいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、委員長報告を配布を求めます。

（委員長報告配布）

議長（美谷添 生君） それでは、委員長より御報告いただき、議案ごとに質疑、採決をしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。委員長より順次、審査の経過と結果についてを報告を求めます。

総務委員長 20 番 田中和幸君。

20 番（田中和幸君） はい、20 番 田中。

それでは、委員会の報告をいたします。総務常任委員会報告書。

本日の平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会において付託されました、条例議案 4 件について、総務常任委員会を開催し審議しましたので、その経過の概要並びに結果について御報告いたします。なお、経過について主な内容を報告します。

#### 1 条例関係

議案第 205 号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、議会議員の期末手当について、答申に基づき期末手当率を現行の年間 4.45 月から 4.15 月に改正するものとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、特別職報酬等審議会の答申と改正内容の差異について質問があり、給料と報酬の違いと月額 0.2% では何百円単位となることから、答申は答申として受けた上での提案であるとの説明がありました。

また、議員報酬は現行で妥当であるとの意見、他市との比較においての考え方の相違ではないかという意見、将来に若い人たちが議員となり議員活動に専念でき、生活が保障される

だけの報酬が必要との意見、何らかの形で執行部または議員自らが厳しい社会情勢と市の財政状況を鑑みて検討を行う必要があるとの意見がありました。

さらに、合併協議会での議員報酬等の決議による調整方針で定数特例、選挙区については既に条例化されている。議員報酬については調整が約束されていたにもかかわらず調整されていないことについて質問があり、平成 22 年度の予算編成の段階で執行部案を所管委員会と事前に協議し、具体案を報酬審議会へ諮問するとの市長の答弁がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第 206 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
市長公室長から、常勤の特別職職員の給与について、答申に基づき一般職職員と同様に引き下げるために改正するものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第 207 号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、教育長の給与について、答申に基づき一般職職員と同様に引き下げるために改正するものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

市長公室長から、平成 20 年及び平成 21 年の人事院勧告並びに法律等の改正に基づき職員の給与及び勤務条件を改正するものとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例改正による平均の給与月額の低下額及び予算での減額効果について質問があり、俸給表の改定等で職員一人 1 月当たり 464 円、12 月から 3 月までの予算影響額は、183 万 7,000 円、12 月の期末・勤勉手当で職員一人当たり 5 万 2,000 円、予算影響額は 5,110 万 6,000 円の試算であるとの説明がありました。また、職員への理解について質問があり、職員組合の役員には懇切丁寧に説明し持ち帰ってもらっているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。  
以上、委員会の経過と結果について報告します。

平成 21 年 11 月 18 日

郡上市議会議長 美谷添 生様

以上であります。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、採決を行います。

日程3 議案第205号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（11番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） はい。ただいまの条例案であります。審議会の答申は、ポイントは2つあると思っております。1点は、期末手当を4.15にすること。もう1つは、報酬月額についても一般職職員に習って0.2%引き下げを行うことは妥当であるということでもあります。で、この報酬月額のことについては、委員長の報告にありましたように、理事者から給与と報酬の違い、それで月額0.2%では、何百円単位になるということから、答申は答申として受けた上での、この条例は執行部の提案であるという説明があったということですが、確かに何百円であることは間違いありません。もらった資料においても議員の月額の0.2%といいますと576円、副議長が640円、議長が760円ありますが、これが12ヶ月の報酬と、そして今後4.15月の手当ということになると、やっぱり1万円弱になると思います。で、そのあたりのことで審議会としては、厳しい社会情勢と市の財政状況に鑑みるというような表現で、議員についても0.2%引き下げをすることが妥当であるという結論を出してみえるというふうに思いますが、もう一度そのあたりについて、御説明がいただければと思います。

議長（美谷添 生君） 鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） はい。今ほども、答申の内容と執行部提案が、異なっているのではないかという質問が委員会において出されました。先ほどもその報告の中にありましたように、若干まだ補足する部分もあるわけでございますけれども、1つはやはり報酬の決め方というものが人事院勧告のそのままの状態、金額を決めてきておらない、あくまで給料と報酬とは違うものであるということが1点と、それからもう1点は、やはりその場合にですね、いわゆる現在の経済状況等々で報酬あるいは給料等々にどの程度の影響があるのかといった状況等も鑑みますと、100円単位の月額報酬においては、変更の影響を落としてですね、0.2%そのまま受ければありうると。いわゆるそれが報酬全体の中に占める位置としては非常に少ない金額であるといったようなこと。及びそういったことも踏まえながら、尚且つその前の

段階です、県下における郡上市の報酬は低い状態であるが、ということがうたっているわけですね。その低いということも受け入れる必要があるのではないかと、当然我々としては、当然そのことも考えながらのうえでの判断した金額であると。当然じゃあ、答申を無視したことになるのかということになるわけですが、報酬審議会におきましては、執行部の案もこういう形を出したいと、答申は答申として受けさせていただきましたけれども、その0.2%の減額分については、いわゆる反映させないで、期末手当についてのみ減額することにしましたので、ということで報酬審議会もその通知をいたしまして、了解を得た上での提案でございますので御理解いただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） 他に質疑はございませんか。

（11番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） はい。もう1点だけそうしたらお聞きしますが、いただいております資料の中で、議員にあっては勧告にあった他市との比較では高額でない理由から、これは今副市長も言われたとおりですけれども、1,000円単位の整理において切り捨てとありますけれども、この1,000円単位で切り捨てるといえることは何か決まりがあるのか、あるのであればその根拠を示していただきたい。

議長（美谷添 生君） 鈴木副市長。

副市長（鈴木俊幸君） 決まりはございません。ただ、報酬的なこと先ほどから言っておりますように、報酬との考え方の中での執行部の案、考え方でございます。別に1,000円単位だから切り上げるとか、1,000円未満のもので、切り上げ切り捨て、あるいは四捨五入等々の決まりはございませんので、お願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） はい。ただいま副市長の説明で、私、審議会の答申が、活字では伝わってきておるのが、2つのポイントについては議員についても適応するのが妥当であると。ただしこの文言に入っておらんとところで、審議会に対しては議員の報酬については、引き下げをしないということをとということでありますから、やはり形に残っているのは、この私は審議会の答申であるというふうに思います。それを入れた観点から、反対の討論をするわけ

ですけれども、ただいま上程されている条例の改正案は、郡上市特別職報酬等審議会に諮問をした本年度の人事院勧告の、一般職職員の給与に関する答申に基づく提案されたという背景があります。それで審議会が、郡上市議会議員の報酬等についても明確にした判断は次の2点であります。繰り返しになりますが、報酬月額については一般職職員と同様に、行政職給与の平均改定率マイナス0.2%に準じた引き下げを行うことが妥当であるとしたこと。もう1つは、期末手当についても人事院勧告にあった一般職職員と同様に、年間支給割合を4.15月にすることが妥当であるとするものであります。

しかしながら今回上程されている改正案では、議会議員の報酬月額の引き下げについては、ただいま副市長の説明があったとはいえ、提案をされておられません。事前の提案説明によりますと、議員報酬が他市と比較して、高額ではない状況であるとのことから、減額する金額が、1,000円単位の整理において切り捨てることとして、改定はしないとするものであります。市民の代表者が構成している審議会の存在と、厳しい社会情勢と市の財政状況を鑑みて、判断をした審議会の意思が、私は十分に反映をしていない改正案であるというふうに思うわけであります。議員としては内心熟字たるものを拭い去ることはできない内容であるというふうに思っております。粗にして野だが卑ではない。78歳で国鉄総裁に就任した石田礼助氏の言葉であります。私はこの石田翁のような高邁な精神に及びもしませんけれども、審議会の答申で活字として明確にされている議会議員の報酬月額の引き下げが盛り込まれていないというこの改正案には、素直に賛成ができないという立場でありますので、その点私個人的なこともかもしれませんけれども、御理解のほどをよろしくお願いいたしまして、本条例案に対する反対の意見といたします。

議長（美谷添 生君） はい。他、ございませんか。

（21番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） はい、21番。委員長報告に賛成の立場で討論させていただきますが、大変時間を要しまして、鋭意、所管委員会としては、審議をしたところでありますが、ただいまの上田議員の発言にもございましたが、報酬審議会というものが設置をされてございます。郡上市の報酬審議会の目的は明確でございます。議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとする時、あらかじめ当該報酬または給料について審議会の意見を聞くものとするということでございます。報酬本体について諮問をするということでございます。その点についても論議はございまして、報酬審議会はややこの諮問以外の職権を行使されているのではないかという疑義も出されております。審議の中で、それで、委員会の審議の1つの基本としては、現行の郡上市の報酬体系というも

のが、市長の答弁の中にも若干触れられておりますが、合併協議の審議の経過、平成 15 年の 12 月の 8 日にこれは調整をされておりますが、特別職の報酬については。その時には、明確にですね、合併特例、要するに 30 名という定数特例で出発しておりますが、それが解消された時点において、改めて議員報酬については調整をすると。調整をすることとすると、いう文言で持って決議をされております。この点が既に 18 年の 12 月に議員定数及び選挙区を設けて、21 名という定数を議決をしておりますから、それ以後速やかに改めて議員報酬については、改定の提案がされるべきでありましたけれども、これがなされずこんにちに至っているという、まずその底流がまず 1 つあると。

従いまして、他町村におきましても、今どんどんとそういう臨時議会ないしは本会議で、報酬審議会あるいは報酬の改定案が議決をされておりますが、ちなみに瑞穂市等についてはボーナスの部分ですね、期末手当については否決をされております。先ほどの瑞穂においては、色々職務の事情があることと思っておりますが、これも 6 月あるいは 12 月期末手当についての減額条例 3 件提案した、いずれも議員から 6 月の手当減額については見送るという修正案が可決された。こういうように、それぞれ特殊の事情の中で、判断をされながら、議決されておる経緯がございまして、そういうことを勘案しながら、ただいたずらに、議員報酬は安ければよかるというようなことではなく、やはり合併協における決意事項について、尊重されるべきのが正しいのではないかという、そういう論議等もございまして、ただいま委員長報告しましたように、新しく新年度予算編成においてはしかるべき措置を取って、是正措置を取るといようなお話、御答弁もございまして、そういう状況の下で本来ならばその内容については否決をしたいという思いもありましたけれども、代替措置という形を配慮いたしまして、原案に賛成いたしました経緯がございしますので、委員長報告どおり賛同いただきますように、要請するものであります。以上であります。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、討論を終結し、採決を行います。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手あり）

議長（美谷添 生君） はい。ありがとうございました。

賛成多数と認めます。よって、議案第 205 号は、原案どおり可とすることに決定しました。

日程 4 議案第 206 号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 206 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

日程 5 議案第 207 号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第 207 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

日程 6 議案第 208 号 郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。討論はありますか。

（ 4 番議員挙手）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君） 野田です。この郡上市の職員の給与に関しましては、この条例に反対をいたしますので、反対討論を行います。御承知のように、郡上市の職員の給与は大変低いと、委員会でも話題になりましたが、ラスパイレス指数も非常に低くて、下位にあります。まだ 2 年 3 年前でしたか、3、4 年前には 2 年ほど続けてカットしております。そういう格好でかなり郡上市の職員の給与は低くて、職員の皆さんもそういう点で我慢をしていると、こういう状況でないかと私は思っております。そしてこの人事院勧告というのは、非常に大きな企業を中心としたものと比べて、どうであるというようになるわけですけれども、これ

につきましても全国のその企業の労働者が、大変低い給料で働かされておると。この10年間ずっと下がってきておる、何十万、40万、50万という平均の数字が出ておるようですけども、そういう状況でございます。景気が悪いから仕方がないんだという意見もありますけれども、さくねんのアメリカの同時不況といえますか、その影響で確かに深刻な事態になっております。しかしそれ以前はかなり企業も内部留保をためて、非常に空前の儲けやというような話もありました。そういう中でも一般勤労者の給与は下がってきたという。こういう現実の中でやはり民間と比べて低ければ、平気でそれも下げるというのではなしに、本当にふさわしい給与を考えていくということが今後は必要であると私は思います。一般的に言えば、地方公務員の給料はまだいいんだということかもしれませんが、これを逆に考えれば、その他の企業も良くなるような、そういう社会の仕組みが必要だというように私は思っております。そしてお互いに足を引っ張りあって低くするのではなしに、こういう事態をこれ以上進めないようにするという意味からも、この議案に対しては、反対を申し上げます。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（9番議員挙手）

議長（美谷添 生君）9番 古川文雄君。

9番（古川文雄君） はい。反対の討論がございましたので、本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。先ほどの委員長の報告にもございましたが、職員の給与につきましてはですね、長年にわたりまして、人事院の勧告に基づきまして、行っているところでございます。そんな中ですね、昨今の民間の状況も大変厳しい状況、環境にあると、そのような中で執行部におかれましてはその現状を踏まえられた上で、よく検討され判断をされたことであると思っております。そのような観点から、以上の観点によりまして賛成の答弁といたします。お願いいたします。

議長（美谷添 生君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、討論を終結し、採決を行います。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（多数挙手あり）

議長（美谷添 生君） はい、ありがとうございました。

賛成多数と認めます。よって、議案第208号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

報告第20号について（報告）

議長（美谷添 生君） 日程10 報告第20号 専決処分の報告について を議題といたし

ます。

報告を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君） 報告第 20 号 専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 21 年 11 月 18 日提出 郡上市長 日置敏明。

表紙をはねていただきますと、専決第 5 号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額に決定について）。和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 21 年 10 月 8 日

1、損害賠償による和解の内容でございます。平成 21 年 8 月 9 日午後 2 時 30 分ごろ、郡上市白鳥町中津屋地内市道中津屋・万場線路上において、走行中の自動車が路面の穴に落ち、舗装の穴の端部と車のホイールの間でタイヤが衝撃を受け破損した。市は示談により損害を賠償する。

2 に相手方を記載してございます。3 の損害賠償の額ですが、2,700 円でございます。

恐れ入りますが、はねていただいて専決の第 6 号でございます。

期日が、21 年の 11 月 2 日付けとしてございます。1、損害賠償による和解の内容。平成 21 年 10 月 4 日午前 8 時 30 分頃、郡上市高鷲町大鷲 2349 番地 1、郡上市役所高鷲振興事務所駐車場において、駐車中の相手方車両に当方公用車が接触した。市は示談により損害を賠償する。2 に相手方を記載してございます。3 の損害賠償額ですが、5 万 7,460 円でございます。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） 以上で、報告 20 号は終了いたします。

---

#### 市長あいさつ

議長（美谷添 生君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで日置市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君） それでは、ごあいさつを申し上げたいと思いますが、本日は、臨時議会を召集いたしましたところ、それぞれ提案をいたしました議案につきまして、御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。また、本日色々御審議の中で頂戴をいたしました御意見等につきましては、今後それを踏まえて、さらに一層適切な市政の推進に努めてまいりたいというふうに思います。また間もなくまた 12 月議会を召集をさせていただくと

ということになるかと思いますが、それまでの間、議員各位におかれましては、どうぞ健康に御留意をされまして、御活躍をくださいますよう御祈りを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

#### 議長あいさつ

議長（美谷添 生君） それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本臨時会は、7件の議案、1件の報告につきまして、議員各位には、終始極めて慎重な御審議を賜り、終了することができました。これも一重に議員各位の御協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

また、市長を始め、執行機関におかれましては、審議の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、まことにありがとうございました。議員各位におかれましては、12月定例会、もうすぐでございます。健康に留意され、ますますの御活躍を御祈念を申し上げます。大変不手際でございまして、きょう1日長くかかりましたことをお詫び申し上げますながら、閉会のごあいさつといたします。

---

#### 閉会の宣告

議長（美谷添 生君） 以上で、平成21年第7回郡上市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さんでございました。

（午後2時15分）

上記会議の経過を掲載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      美 谷 添 生

郡上市議会議員      古 川 文 雄

郡上市議会議員      清 水 正 照

# 議 案 付 託 表

平成 21 年第 7 回郡上市議会臨時会（11 月）

委員会	議案番号	件 名
総 務 常 任 委員会	議案第 205 号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 206 号	郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 207 号	郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 208 号	郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

# 写

平成 21 年 11 月 18 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会  
委員長 田中 和幸

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議案第 205 号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 206 号	郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 207 号	郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	原案採択
議案第 208 号	郡上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案採択